

「中小企業信用保険法施行令及び株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見募集について

| NO. | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|-----|--|---|
| 1 | 投資運用業は、ギャンブルのようなものであり、信用保証制度の対象業種に加えるべきではない。 | 投資運用業とは、顧客から出資を受けた財産を有価証券等に対する投資として運用する業務等であり、御指摘は当たらないものと考えられます。 |
| 2 | <p>今般の政令改正後、電子決済等代行業、銀行代理業、金融サービス仲介業に該当する事業が、中小企業信用保険法における付保の対象及び日本公庫による貸付けの対象になるかをそれぞれお示しいただきたい。</p> <p>その上で、上記に列挙した3つの業は、日本国内でネオバンク（銀行業の免許を持たずに、既存の銀行との提携等により顧客に対して金融サービスを提供する形態）と呼ばれるサービスを提供するために必要な許認可等である。</p> <p>例えば電子決済等代行業では、API等を介して顧客のために銀行の口座情報の取得及び為替取引の指図の伝達を担うことが可能であり、銀行代理業では銀行のために預金等を内容とする契約の締結などを代行または媒介すること、金融仲介サービス業では1つの登録で銀行・証券・保険の仲介機能を持つことが可能となる。</p> <p>ネオバンクは海外で多くのユニコーンが登場している事業分野であり、国内でも多くの新規参入企業が登場しているところ、電子決済等代行業、銀行代理業、金融サービス仲介業に該当する事業については、中小企業信用保険法における付保及び日本公庫による貸付けの対象とするべきである。</p> | <p>今回の改正により対象業種として追加されるのは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカード業・割賦金融業 ・金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く。） ・商品先物取引業・商品投資顧問業 ・補助的金融業・金融附帯業（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十五項に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第三条第一項に規定する前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。） ・金融代理業（金融商品仲介業に限る。） <p>であり、これらの業種には、御指摘の電子決済等代行業、銀行代理業は含まれておりません。</p> <p>また、「金融サービス仲介業」は、1つの登録で銀行、証券、保険サービスの仲介を可能とする業態であり、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務のいずれかを行うものです。このうち、保険媒介業務は、保険媒介代理業又は保険サービス業に該当し、有価証券等仲介業務は、金融商品仲介業に該当するため、信用保険の付保又は日本公庫の貸付け対象となります。</p> <p>対象業種の追加に関する御意見については、具体的なニーズ等も踏まえつつ今後の検討課題とさせていただきます。</p> |
| 3 | <p>電子決済等代行業に該当する事業についても、中小企業信用保険法の付保の対象及び日本政策金融公庫による貸付けの対象としていただきたく、上記文中に「電子決済等代行業」を加えていただきたい。</p> <p>電子決済等代行業はすでに多くのFintech企業が、埋込金融やBaaSサービスなどのFintech関連サービスを実現するために利用している登録制度であるため、産業政策上の振興の必要性が高く、相応の資金需要が見込まれる。</p> <p>また融資等に関する媒介・代理は業務範囲に含まれておらず、銀行の口座情報の取得及び為替取引の指図の伝達を担う役割のみが規定されているため、今回新たに対象業種として追加された資金移動業や前払式支払手段と同様、転貸懸念はなく、現行の制度の趣旨に反するものではないと考えられる。</p> | 対象業種の追加に関する御意見については、具体的なニーズ等も踏まえつつ今後の検討課題とさせていただきます。 |
| 4 | <p>対象業種について。</p> <p>従来、スタートアップ企業のうちフィンテック事業者のみが公庫等の支援を受けられなかったことから、今回の改正（中小企業信用保険法の付保及び日本公庫貸付けの対象業種業種の拡大）を歓迎する。</p> <p>一方、スタートアップ企業がサービス提供を行っている業種で、今回改正の対象に含まれていないものが複数存在する。いずれも他業種同様に支援ニーズがあるものであるため、対象とすべき業種として追加を検討いただきたい。</p> <p>具体的には、「銀行代理業」「電子決済等代行業」「貸金業」「少額短期保険業」「ファクタリング業（RBFを含む）」「債権管理回収業（サービサー）」等が挙げられる。</p> <p>新産業への対応について。</p> <p>近年登場した「金融サービス仲介業」のように産業分類が明確でない場合など、新たな業種やサービスに対応できないケースがあるのではないかと。対象業種を都度拡大する方式ではなく、対象外となる資金使途等を定めるなど、革新的な新産業にも随時対応可能な運用を検討いただきたい。</p> <p>複数事業を持つケースでの対応について。</p> <p>同一法人内で対象・非対象のサービスが混在する場合、資金使途が対象業種のサービスの開発や運営に充てられる場合、付保・融資の対象となるとの認識でよいか。その場合、各政府系金融機関・保証協会への周知・内規等への反映をいただきたい。</p> <p>ベンチャーキャピタル等からの資金調達状況、業界団体への加入状況などから個別に事業者の実態を踏まえた支援がなされるよう対応いただきたい。</p> | <p>対象業種の追加及び新産業への対応に関する御意見については、具体的なニーズ等も踏まえつつ今後の検討課題とさせていただきます。</p> <p>また、対象業種に属する事業と非対象業種に属する事業が混在するケースにおいて、例えば、資金使途が対象業種に属することが明確である場合には、付保・融資の対象となることがあります。</p> <p>なお、審査に当たっては、他の業種と同様に、資金調達の必要性や今後の収支見通し等、個別の事業者の実態を踏まえ、日本公庫や信用保証協会において、判断されることとなります。</p> |